

亀山市文化芸術推進審議会規則をここに公布する。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第14号

亀山市文化芸術推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市文化芸術基本条例（令和3年亀山市条例第21号）第16条第7項の規定に基づき、亀山市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、文化課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に行われる審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。